

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 桜井市移住支援金交付要綱第3条に規定する対象者要件について、該当する全ての要件を満たしています。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、奈良県及び桜井市から求められた場合には、それに応じます。
- (3) 以下の場合には、桜井市移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合：全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満に桜井市から転出した場合：全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に要綱第3条第2号、第3号又は第4号に定める支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に桜井市から転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1（3）の誓約事項が遵守されているか確認するために、桜井市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 奈良県及び桜井市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、市区町村、就業先に提供し、又は確認することに同意します。
- (3) 桜井市移住支援金交付要綱第3条第6号に定める要件を用いて申請を行う場合は、要件が満たされているかを確認するために、関係する団体に確認を行うことに同意します。
- (4) 必要に応じ、桜井市税等の納付状況について、市長が調査することに同意します。

年 月 日

(宛先) 桜井市長

住所
申請者
氏名